



記入例

限度額適用認定申請書



船員保険 限度額適用認定 申請書

限

被保険者(申請者)記入用

被保険者の方の市区町村民税が非課税などによる低所得者の場合は、こちらの申請書ではなく「船員保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。

被保険者(申請者)欄	① 記号・番号 (左づめ)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												
	② 個人番号 (マイナンバー)	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 記号・番号をご記入(印字)された場合は個人番号(マイナンバー)のご記入は必要ありません。(記入(印字)された場合は本人確認書類等の添付が必要です。)												
	③ 被保険者の氏名 (申請者)	(フリガナ) センボ タロウ 船保 太郎												
	④ 生年月日	[昭和] [平成] [令和]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	⑤ 住所	郵便番号	1	0	2	-	8	0	1	6	電話番号 (日中の連絡先)	03	(××××)	〇〇〇〇
	⑥ 送付先 ※⑤の住所とは別のところに送付を希望する場合にご記入ください。	住所	郵便番号	1	0	2	-	0	0	0	0	電話番号 (日中の連絡先)	03	(□□□□) □□□□
	宛名	株式会社 協商会事 〇〇 〇〇												

認定対象者欄	⑦ 療養を受ける方 ※被保険者の場合は記入不要です。	氏名	船保 花子		生年月日	[昭和] [平成] [令和] 〇〇年 3 月 21 日
	⑧ 療養予定期間 (交付を必要とする期間)	令和 〇〇 年 5 月 ~ 令和 〇〇 年 12 月 申請月から最長で1年間の範囲でご記入ください。				

「申請代行者欄」は、「被保険者または療養を受ける方」以外の方が申請される場合にご記入ください。

⑨ 申請代行者欄	⑥ 申請代行者の氏名	(フリガナ)	被保険者との関係
	住所	(郵便番号 -) 電話番号 (日中の連絡先)	()
	申請代行の理由	1 被保険者本人が入院中で外出できないため。 2 その他 ()	

※限度額適用認定証の送付先または、不備等により申請書をお返す場合の送付先は、⑤欄の被保険者住所または⑥欄の送付を希望される住所となります。
⑨欄の申請代行者の住所にはお送りできませんので、十分ご注意ください。

社会保険労務士の提出代行者名記入欄

R8.1

受付日 付印

ご提出先

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
全国健康保険協会 船員保険部

6

「被保険者または療養を受ける方」以外の方が申請される場合のみご記入ください。
なお、申請を代行された場合であっても、認定証の送付先は⑤または⑥の住所となりますので、十分ご注意ください。

7

①の記号番号を記入した場合は、マイナンバーの記入は不要です。
被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の書類が必要です。貼付台紙に⑦⑧どちらも貼付し、申請書に添付してください。
※1 ※2
⑦身元確認を行うための書類(いずれか1点)
・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー
その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー
⑧番号確認を行うための書類(いずれか1点)
・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、個人番号通知のコピー(記載情報と現況に相違のないもの)、被保険者の個人番号が記載された住民票が住民票記載事項証明書
※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。
※2 船員保険部のホームページからダウンロードできます。(印刷環境がない場合はご連絡ください。)

1

資格情報のお知らせ・資格確認書、等に記載されている記号番号をご記入ください。マイナンバーをご記入された場合は本人確認書類が必要です。詳細は⑦をご確認ください。

2

船員である被保険者の氏名をご記入ください。
(疾病任意継続被保険者の場合は船員であった方の氏名をご記入ください。)

3

入院等により、ご自宅で認定証をお受け取りができない場合などにご記入ください。
不備等により書類をお返す場合も、この送付先にお送りします。

4

療養を受ける方が、被保険者の場合は、⑧の「療養予定期間」のみをご記入ください。
被扶養者の場合は⑦～⑧欄をご記入ください。

5

療養予定期間(交付を必要とする期間)を申請月から最長で1年間の範囲でご記入ください。
なお、原則として、申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできませんのでご了承ください。



申請書は1ページです。
漏れなく正確にご記入ください。

添付書類について

〈被保険者のマイナンバーを記入した場合〉 詳細は1ページ⑦参照
●被保険者の身元確認・番号確認書類 計2点

注意事項

●提出不要な方

70歳以上75歳未満で標準報酬月額26万円以下と83万円以上の方は「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関の窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

●被保険者が非課税の方

70歳未満の方で、「区分ウ」および「区分エ」の場合ならびに70歳以上75歳未満の方で、「区分：一般」の場合のうち、被保険者の市区町村民税が非課税などによる低所得者の方は、「船員保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」(別様式)をご提出ください。

●有効期限

申請月の初日(船員保険加入月に申請された場合は資格取得日)から最長で1年間となります。
(なお、有効期間の初日を申請月の初日より前にすることはできません。)

自己負担限度額

医療機関に限度額適用認定証を提示することで、同一の月において、それぞれ一医療機関ごとの窓口での一部負担金等の支払額が下記の自己負担限度額まで(※1)となります。

なお、同じ医療機関であっても、①医科入院、②医科外来、③歯科入院、④歯科外来にわけて(※2)計算します。

●70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額	多数回該当(※3)	年間上限(※4)
ア(標準報酬月額83万円以上)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
イ(標準報酬月額53万~79万円)	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
ウ(標準報酬月額28万~50万円)	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円
エ(標準報酬月額26万円以下)	61,500円	44,400円	530,000円(※6)
オ 低所得者(市区町村民税非課税の方など)	36,900円	24,600円	290,000円

●70歳以上75歳未満の方

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
現役並みⅢ(標準報酬月額83万円以上)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 【多数回該当:140,100円】 【年間上限:1,680,000円】	
現役並みⅡ(標準報酬月額53万~79万円)	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 【多数回該当:93,000円】 【年間上限:1,110,000円】	
現役並みⅠ(標準報酬月額28万~50万円)	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 【多数回該当:44,400円】 【年間上限:530,000円】	
一般所得者(標準報酬月額26万円以下)	22,000円 【年間上限:216,000円】(※5)	61,500円 【多数回該当:44,400円】 【年間上限:530,000円】(※6)
低所得者	Ⅱ	11,000円 【年間上限 96,000円】(※5)
	Ⅰ	8,000円

※1 保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

※2 上記①②③④ごとに、70歳未満の方は、自己負担額21,000円以上のもの、および70歳以上75歳未満の方は、自己負担を伴うものが複数あると、高額療養費支給申請書の提出が必要な場合があります。

※3 診療月以前から1年間に3回以上の高額療養費の支給を受けた(受けられる)場合は、多数該当となり4回目から自己負担限度額が軽減されます。

※4 基準日(7月31日)の前年8月1日~7月31日までの自己負担額が上限額を超えた場合に給付を受けられます。令和8年8月から新設されましたので該当する場合は令和9年8月以降に別途申請が必要になります。

※5 基準日(7月31日)時点の所得区分が一般または低所得に該当する場合は、計算期間(基準日の前年8月1日~7月31日)のうち一般または低所得の区分であった月の外来療養の自己負担額の合計のうち年間上限額を超えた額が払い戻されます。〔「外来年間合算療養費支給申請書」(別様式)をご提出ください〕

※6 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、償還払いします。